

# 議第50号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

(1) 平成30年度から、国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、市町村個別の運営から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となる運営に変更され、市町村は、都道府県が示す標準保険料率を基に保険料率を定めて保険料を徴収し、国保の事業運営に必要な費用を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することとされています。

この度、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の3第3項の規定により、広島県（以下「県」といいます。）から、令和3年度分の標準保険料率の通知がありましたので、これを参考にして令和3年度の保険料率を決定するため、所要の規定の整備をするものです。

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」といいます。）の一部改正により、国保における所得額の算定に係る特別控除の追加及び国民健康保険料の減額措置の対象となる世帯の所得判定基準額の算定方法等が見直されたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の内容

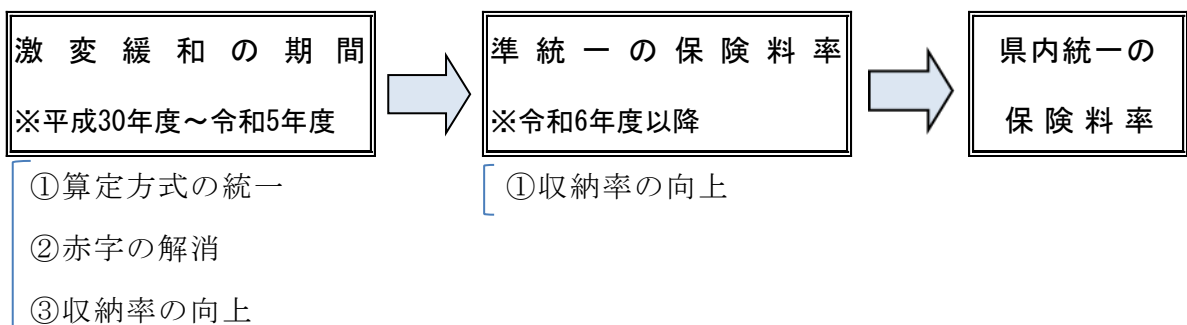
### (1) 県の通知に伴う保険料率の変更

呉市の国保の保険料は、所得に応じた応能分である「所得割額」と、受益に応じた応益分である一人当たりの「被保険者均等割額」と一世帯当たりの「世帯別平等割額」とを合算して算出します。

県は、令和6年度に国の基準に基づき算出した保険料率に対して各市町の収納率等を反映させ、県が独自に定める保険料率（以下「準統一の保険料率」といいます。）を各市町に示し、各市町はこれに合わせて保険料率を定めることとしており、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置期間中に各市町は準統一の保険料率との差の解消に取り組むこととされています。

呉市においては、激変緩和措置期間中に準統一の保険料率との差を計画的に解消していくに当たり、令和3年度の基礎賦課総額等に係る各区分の割合を次のとおり見直します。

### 県内統一の保険料率に向けたイメージ



【参考】基礎賦課総額等に係る各区分割合の推移

			令和元年度		令和2年度			令和3年度	
			呉市の 保険料率 区分割合	保険料率	標準一 率での 区分割	呉市の 保険料率 区分割合	保険料率	標準一 率での 区分割	呉市の 保険料率 区分割合
基礎賦課額	応能	所得割	49%	7.60%	45%	<b>48%</b>	7.60%	45%	<b>47%</b>
		均等割	32%	23,400円	38%	<b>33%</b>	24,600円	38%	<b>35%</b>
	応益	平等割	19%	21,600円	17%	<b>19%</b>	21,480円	17%	<b>18%</b>
後期高齢者 支援金等 賦課額	応能	所得割	49%	3.10%	45%	<b>48%</b>	2.95%	45%	<b>47%</b>
		均等割	32%	9,120円	38%	<b>33%</b>	9,240円	38%	<b>35%</b>
	応益	平等割	19%	8,640円	17%	<b>19%</b>	8,160円	17%	<b>18%</b>
介護納付金 賦課額	応能	所得割	49%	2.70%	42%	<b>48%</b>	2.60%	44%	<b>47%</b>
		均等割	32%	8,880円	40%	<b>33%</b>	9,120円	39%	<b>35%</b>
	応益	平等割	19%	6,000円	18%	<b>19%</b>	5,880円	17%	<b>18%</b>

※令和3年度の保険料率は、直近の被保険者数、世帯数及び令和2年中の所得状況に基づき、7月上旬に決定します。

(2) 政令の一部改正に伴うもの

ア 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除の追加

令和2年度税制改正（令和2年7月1日施行分）において、土地等の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に関し、個人が低未利用土地（※）又はその上に存する権利を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡（親族間等における譲渡は除きます。）したときは、その年中の低未利用土地等の譲渡益から100万円（当該譲渡益の金額が100万円に満たない場合は、当該譲渡益の金額）を控除することができることとされました。

これに伴い、政令の一部が改正され、国保における総所得金額等の算定方法が見直されたことを踏まえ、本市においても、保険料の所得割額の算定に用いる総所得金額等の算出に当たり、当該控除をするよう規定の整備をします。

※ 「低未利用土地」とは、居住や業務等の用途には供されておらず、又は周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が著しく劣っていると認められる土地のことをいいます。

イ 減額措置の対象となる世帯の所得判定基準の見直し

平成30年度税制改正（令和2年1月1日施行分）において、働き方改革

を後押しする等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされました。

これにより、所得情報を活用している社会保障制度において意図しない影響や不利益が生じないように、政令の一部が改正され、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準額の算定方法が見直されるなどされました。

これに伴い、本市においても、保険料の減額措置の対象となる世帯の所得の額を算定する際に、当該世帯に給与所得者等が二人以上いる場合には、当該給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるよう規定の整備をします。

(ア) 7割減額の対象となる世帯の所得判定基準額

現 行 33万円

改正案 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

(イ) 5割減額の対象となる世帯の所得判定基準額

現 行 33万円 + (28万5千円 × 被保険者数)

改正案 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ (28万5千円 × 被保険者数)

(ウ) 2割減額の対象となる世帯の所得判定基準額

現 行 33万円 + (52万円 × 被保険者数)

改正案 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ (52万円 × 被保険者数)

### 3 施行期日

(1) 保険料率の変更（第11条，第11条の6の5及び第11条の10）

令和3年4月1日

(2) 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除の追加及び減額措置の対象となる世帯の所得判定基準の見直し（第9条，第15条の3及び附則第2条）

公布の日